

四国森林管理局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和8年10月23日)

開催日及び場所			令和8年9月25日（金曜日） 四国森林管理局3階局議室			
委員			皿田 幸憲（弁 護 士） 細山 哲平（公 認 会 計 士） 森本 裕文（ジャーナリスト）			
審議対象期間			令和8年4月1日～令和8年6月30日			
審議対象案件			176件　うち、1者応札案件　84件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　0件			
抽 出 案 件			9件　うち、1者応札案件　5件 （抽出率　5％）　　　　　　　　　（抽出率　5％） 契約の相手方が公益社団法人等の案件　0件 （抽出率　－％）			
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件　うち、1者応札案件　1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　0件		
		指名競争	公募型指名競争	該当なし		
			工事希望型競争	該当なし		
			その他の指名競争	該当なし		
		随意契約		該当なし		
	業務	一般競争		1件　うち、1者応札案件　0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　0件		
		指名競争	公募型競争	該当なし		
			簡易公募型競争	該当なし		
			その他の指名競争	該当なし		
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし		
			簡易公募型プロポーザル	該当なし		
			標準型プロポーザル	該当なし		
			その他の随意契約	1件　うち、1者応札案件　1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　0件		
		物品・役務等	一般競争		5件　うち、1者応札案件　3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　0件	
	指名競争		該当なし			
	随意契約 （企画競争・公募）		該当なし			
	随意契約 （その他）		該当なし			
	（特記事項）　なし。					

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	＜治山工事に係る質問＞ - 申請者の工種ごとの金額が、積算と著しく乖離するようなケースがあった場合、何か影響があるのか。 ＜林道工事に係る質問＞ - 入札前に辞退している事業者がいるが、辞退に当たってペナルティ等はないのか。 ＜調査・設計等業務に係る質問＞ - 本件は、最低価格で入札した事業者ではなく、技術評価点が最も高い事業者が落札している。技術評価点が一番低い事業者と落札した事業者を比較すると、10点ほど差があるが、これは実際の業務品質に影響がでるのか。 ＜素材生産事業に係る質問＞ - 共同事業体を組む際、発注者側の資格審査は共同事業体全体に対して行うのか、又は、各構成員に対して行うのか。 ＜物品調達に係る質問＞ - 本件（碎石製品の調達）は、こういった案件か。 - 林道工事をする事業者が購入した方が安くなるのではないか。 ＜随意契約に係る質問＞ 3回の不落ということだが、入札額の推移はどのようになっているのか。 また、その後見積合わせで契約に至っているが、具体的にどのように行っているのか。	- 申請者の積算は労賃や材料費、間接費などで違いが出てくることがある。ただし、あくまで入札額は総額になるので、工種ごとの差額や乖離率が影響することはない。 - 落札宣言後の辞退であればペナルティが発生するが、本件は入札前に辞退しているため、ペナルティの対象にはならない。 - 申請書の記載内容を審査し、優れた提案があれば加点となるなど点数に差が出てくる。総合評価落札方式では価格より評価値に重きを置くため、こうした逆転現象が起こり得るが、このことが、業務に直接影響することはない。 - 共同事業体を組むに当たっての要件を入札公告等に明記しており、事前に共同事業体の協定書も提出していただき、それに基づいて各構成員について審査を行っている。 - 林道の維持管理に使用する碎石を購入し、指定する場所への搬入を含めて契約するもの。 - 林道工事を発注する場合は、必要な資材（材料）は工事費の中に見込むこととなるが、維持修繕の場合は、重機チャータ契約としているため、必要に応じて碎石は別契約で購入している。 （それぞれの入札額を、口頭により説明） 不落後、一番札の事業者に対して、不落随契の意思を確認し、意思表示があった場合は、改めて入札と同様の考えで見積書を提出いただき、予定価格の範囲内であれば契約となる。
	委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し森林管理局長が講じた措置]	特になし。